

# 石川県内部統制基本方針

## 1 基本的な考え方

限られた人員で多様化・高度化する県民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供していくためには、効率的かつ効果的で、適正な事務の管理及び執行の確保が必要です。

このため、県では地方自治法第 150 条第 1 項（令和 2 年 4 月施行）の規定に基づき、内部統制に関する方針を策定し、その体制を整備するとともに、引き続き、公務能率を高め、県民に信頼される行政運営の確立に取り組めます。

## 2 内部統制の目的と取組

### （1）業務の効率的かつ効果的な遂行

業務に潜むリスクを把握し、業務手順の明確化や見直しにより、効率的かつ効果的な業務の執行に取り組めます。

### （2）財務報告等の信頼性の確保

適正な財務事務の手続きを徹底し、予算、決算等に係る財務報告等の信頼性の確保に取り組めます。

### （3）業務に関わる法令等の遵守

業務の執行が地方自治法その他の法令等に適合し、公正・公平に行われるよう、職員一人ひとりが法令等を遵守します。

### （4）資産の保全

県が保有する資産の有効な利活用と、適正な手続きに基づく取得、使用、処分等により、その保全に取り組めます。

## 3 内部統制の対象事務

内部統制の対象事務は、地方自治法第 150 条第 1 項第 1 号に定める財務に関する事務とします。

## 4 内部統制の有効性の確保

### （1）全庁的な推進・評価体制の構築

全庁的な推進・評価体制を構築し、内部統制の整備及び運用に取り組めます。

### （2）評価報告書の作成及び公表

内部統制の整備状況及び運用状況について毎年度評価し、公表します。

### （3）監査委員との連携

内部統制をより効果的に推進していくため、監査委員との情報共有や意見交換等を行い、連携を図ります。

## 5 内部統制の改善

内部統制の整備及び運用に係る評価結果等を踏まえ、必要な見直しを行います。

令和 2 年 3 月 31 日

石川県知事 谷本 正憲